

区分		課税年分		平成16～令和6年	
				所得税	住民税
税	分離長期譲渡所得	一般分 (措法31)		15%	5%
		特定分 (措法31の2) 【優良住宅地等】 (土地等の譲渡に限る。)	2,000万円以下の部分	10%	4%
			2,000万円超の部分	15%	5%
		軽課分 (措法31の3) 【居住用財産】	6,000万円以下の部分	10%	4%
	6,000万円超の部分		15%	5%	
	分離短期譲渡所得	一般分 (措法32①)		30%	9%
軽減分 (措法32③) (土地等の譲渡に限る。)		15%	5%		
特別控除額	収用交換等 (措法33の4)		5,000万円		
	特定土地区画整理事業等 (措法34)		2,000万円 (土地等の譲渡に限る。)		
	特定住宅地造成事業等 (措法34の2)		1,500万円 (土地等の譲渡に限る。)		
	農地保有の合理化等 (措法34の3)		800万円 (農地等の譲渡に限る。)		
	自己の居住用財産(マイホーム)の譲渡 (措法35①)		3,000万円		
	被相続人の居住用財産(空き家)の譲渡 (措法35③)		(措法35③は、平成28年4月1日以降の譲渡から適用)		
	特定の土地等の長期譲渡 (措法35の2)		1,000万円 (平成27年の譲渡から適用)		
	低未利用土地等の長期譲渡 (措法35の3)		100万円 (令和2年7月以降の譲渡から適用)		
	特別控除の限度額 (措法36)		最高5,000万円まで		

復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)の対象となります(平成25年分以降適用)。

- ※ 収用交換等の5,000万円特別控除(措法33の4)、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除(措法34)、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除(措法34の2)、農地保有の合理化等のための800万円特別控除(措法34の3)、自己の居住用財産の3,000万円特別控除(措法35①)、被相続人の居住用財産の3,000万円特別控除(措法35③)、特定の土地等の長期譲渡の1,000万円特別控除(措法35の2)及び低未利用土地等の長期譲渡所得の100万円特別控除(措法35の3)を適用した譲渡については、優良住宅地造成等のための譲渡の税率の特例(措法31の2)は適用できません(措法31の2④)。
- ※ 同一年中に自己の居住用財産と被相続人の居住用財産の譲渡がある場合の特別控除額は、合計で3,000万円が限度となります(措法35①③、措通35-7)。
- ※ 収用交換等の5,000万円特別控除(措法33の4)、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除(措法34)、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除(措法34の2)については、同特例の適用があるものとした場合においても、その年分の確定申告書の提出が必要な者以外の者は申告不要(措法33の4④、措法34④、措法34の2⑤)。